

農山漁村6次産業化対策整備交付金（バイオマス地域利活用交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱い

制定 平成23年4月1日付け22環第314号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

農山漁村6次産業化対策整備交付金（バイオマス地域利活用交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いを別添のとおり定め、その使途基準の内容等は別表1及び2に基づき実施するとともに、附帯事務費率及び工事雑費率については、別表3のとおりとする。

なお、貴局管内の都道府県知事に対しては貴職から通知するとともに、その実施につき適切な御指導を願いたい。

また、本通知の制定に伴い、地域バイオマス利活用整備交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年4月2日付け18農振第2179号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長通知）は廃止されることとなったので御了知願いたい。

（別添）

- 1 附帯事務費は、交付対象事業施行のため必要な経費であって、別表1に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。
- 2 工事雑費は、交付対象事業施行のため直接必要な現場事務所の経費であって、別表2に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

予 算 使 途 基 準

別表 1

附帯事務費

費 目	科 目		説 明	備考
	節	区 分		
人件費	給 料 職員手当等	一 般 職 給 扶 養 手 当 調 整 手 当 初任給調整手当 住 居 手 当 通 勤 手 当 単身赴任手当 特殊勤務手当 特 地 勤 務 手 当 時間外勤務手当 宿 日 直 手 当 夜 間 勤 務 手 当 休 日 勤 務 手 当 管 理 職 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当 寒 冷 地 手 当 児 童 手 当	交付対象事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。ただし、交付対象事業のみを実施する臨時機関の管理又は監督の地位にある職員については、この限りでない。）に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）並びに交付対象事業者が負担する共済組費（本費目から給料が支弁される者に係るものに限る。）とする。	
		共 済 費	共済組合負担金	人件費から給料が支弁される者に係る共済組合負担金及び保険料とする。
報償金	謝 金	謝 金	交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する謝金とする。	
旅 費	旅 費		交付対象事業施行のため直接必要な旅費で次の用務に該当するものとする	
		普 通 旅 費	設計審査、工法協議、用地交渉及び検査等のため必要な旅費とする。	
		日 額 旅 費	官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量、調査又は検査のための管内出張旅費とする。	
		委 員 等 旅 費	交付対象事業の指導、推進会議等の委員等の委員等に対する旅費とする。	

費目	科目		説明	備考	
	節	区分			
庁費			交付対象事業施行のため直接必要な本庁の庁費（賃金、共済費、需要費（修繕料については、備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費）とする。		
	賃金	賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金とする。		
	共済費	社会保険料	本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。		
	需用費	消耗品費	燃料費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。	
			食糧費	自動車等の燃料費とする。	
		印刷製本費	用地買収及び補償交渉、換地処分、営農計画との調整等事業施行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。		
		修繕料	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。		
		役務費	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。	
	委託料	委託料	郵便料, 電信電話料及び運搬費等とする。		
			土地等の鑑定料及び登記手数料等とする。		
	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。		
	備品購入費	庁用器具費 機械器具費	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。		
			測量、設計、登記事務等の委託料とする。		
公課費	自動車重量税	自動車、会議用会場, 駐車場, 物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料とする。			
		庁用器具類の購入費とする。			
		自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。			
		交付対象事業で取得した自動車に限るものとする。			

別表 2

工事雑費

費 目	科 目		説 明	備考
	節	区 分		
工 事 雑 費			交付対象事業施行のため現場事務所等において直接必要な庁費（報酬、賃金、共済費、旅費、報償費、需要費（修繕費については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、系統施行管理料、公社一般管理費）とする。	
	報 酬	報 酬	用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。	
	賃 金	賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金とする。	
	共 済 費	社 会 保 険 料	本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。	
	旅 費	旅 費	交付対象事業実施のための打合せ等に必要旅費とする。	
	報 償 費	謝 金	用地買収及び補償における立会人の謝金とする。	
	需 用 費	消 耗 品 費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。	
		燃 料 費	庁用燃料及び自動車等の燃料費とする。	
		印 刷 製 本 費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。	
		光 熱 水 料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。	
	役 務 費	修 繕 料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。	
		通 信 運 搬 費	郵便料、電信電話料及び運搬費等とする。	
		広 告 料	用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の広告料とする。	
	手 数 料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。		
	筆 耕 翻 訳 料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。		

費目	科目		説明	備考
	節	区分		
	委託料	自動車損害保険料	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。	
		委託料	測量、設計、登記事務等の委託料とする。	
	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料とする。	
	備品購入費	庁用器具費	庁用器具類の購入費とする。	
		機械器具費	自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。	
	公課費	自動車重量税	交付対象事業で取得した自動車に限るものとする。	
	施主代行施行管理料	施主代行施行管理料	施主代行施行における設計コンサルタント等の事業施行管理料とする。	
公社一般管理費	公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費とする。		

別表3

事業メニュー名	事業主体	附帯事務費	工事雑費	備考
地域モデルの実証及び新技術等の実証	都道府県	1.7%以内	3.5%以内	
	市町村等	2.1%以内	3.5%以内	
	[都道府県分] [市町村等分]	[1.7%以内] [0.4%以内]		